

武蔵村山市第五次男女共同参画計画の策定に係る基本的事項

1 計画の期間

第五次計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とする。

2 基本理念

第五次計画の基本理念は、「誰もが自分らしく 活躍できるまち むさしむらやま」とする。

3 サブタイトル

第五次計画のサブタイトルは、第四次計画と同様に「ゆーあいプラン」とする。

4 基本目標

次の4項目を第五次計画の基本目標とする。

基本目標1 男女平等参画社会を実現するための意識づくり

【意識啓発、学校教育・生涯学習、多文化共生】

基本目標2 あらゆる暴力・ハラスメントの根絶

【DV防止・被害者支援／各種ハラスメントの防止・被害者支援】

基本目標3 女性活躍とワーク・ライフ・バランスの推進

【女性の参画促進／ワーク・ライフ・バランス／働きやすい職場環境】

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

【地域活動、防災、性の多様性、生涯を通じた健康づくりの支援】

5 計画の推進

次のような計画の推進に向けた体制・仕組みづくりも計画に盛り込む。

■計画の推進

- 男女共同参画計画「ゆーあいプラン」及び男女共同参画センター「ゆーあい」の認知度向上
- 「ゆーあい」ネットワークの推進・連携強化
- PDCAサイクルを活用した適正な進行管理

6 計画の位置付け

- ・男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」とする。
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく「市町村推進計画」及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」としても位置付ける。